

2019 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 速
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 赫 裕 規
(東 証 1 部 証 券 コー ド 7 5 0 4)
問 合 せ 先
責 任 者 社 長 室 長 及 川 敏 正
(電 話 0 2 2 - 2 5 9 - 1 6 1 1)

第56回定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示情報について
(法令および定款に基づくみなし提供事項)

当社及び当社定款第14条の規定に基づき、第56回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、
当社ホームページ (<http://www.kohsoku.com>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を
省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告の以下の事項

- 「会計監査人の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- 「会社の支配に関する基本方針」

2. 計算書類等の以下の事項

- 「連結計算書類の連結注記表」
- 「計算書類の個別注記表」

以 上

第56回定時株主総会招集ご通知に際して のインターネット開示事項

- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の連結注記表
- 計算書類の個別注記表

（ 自 2018年4月 1 日
至 2019年3月31日 ）

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kohsoku.com>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

仙台市宮城野区扇町7丁目4番20号



会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたします。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について以下のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 日本国における会社法等を遵守し、「企業倫理の確立」と「法令遵守」を経営の最重要課題の一つとして位置付け、社長直属の「企業倫理委員会」を設置する。

当委員会において、「高速グループ倫理規程」を制定し、方針を役職員全員に啓発、浸透させ、関係会社をも含めたコンプライアンス体制の充実とコンプライアンスを重視する企業風土の醸成を図る。

イ. 問題の未然防止及び対応の観点から、当社社員並びに関係会社社員が気付いた時点で早期に通報できるようにするため、「コンプライアンス相談窓口（ホットライン）」を設置、対応する。通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

ウ. 「高速グループ倫理規程」において、「反社会的勢力及び団体とは、断固として対決します。」と定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むこととする。

- エ. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する諸情報を、法令・社内規程に基づき記録に残し、保存する。記録は一元的に管理、保管され、取締役は、必要に応じて常に、記録を閲覧できる体制とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. 「高速グループ倫理規程」に基づき、企業倫理委員会において、リスクの把握・分析・評価を行い、適切な対策を実施する。
イ. 有事においては、社長直轄での対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 定例の取締役会を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行うとともに、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務を執行する執行役員及び社員の業務執行状況を監督する。
イ. 取締役会メンバー、執行役員等をもって構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行の進捗状況などの情報の共有化、討議を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
- ⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 主要な関係会社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、企業倫理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
イ. 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社に関係会社担当役員を置き、関係会社管理規程等を定め関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
ウ. 関係会社は営業成績、財務状況その他重要な情報について、適時に当社に報告し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を当社に回覧して報告し又は承認を取得し、必要に応じて関係会社役員が、当社の経営会議に出席してその説明をするものとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
ア. 監査等委員会の業務補助のためのスタッフを必要に応じて置くことができる体制を整えている。監査等委員会の職務を補助するスタッフの任命及び異動については、監査等委員会の同意のもと、取締役と意見を交換したうえで当社取締役会にて決定する。
イ. 監査等委員会スタッフを置く場合は、監査等委員会の指揮命令下で独立性を確保できる体制とする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- イ. 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- ウ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。
- エ. 代表取締役と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「企業倫理委員会」を設置し、当委員会において「高速グループ倫理規程」を制定し、方針を関係会社含む役職員全員に周知徹底を図るなどし、法令遵守に向けてグループ全体で取り組んでおります。

また、内部通報制度「コンプライアンス相談窓口（ホットライン）」を設置し、高速グループ社員が不利益を受けることなく通報できる体制を構築しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

「高速グループ倫理規程」に基づき、リスクの把握・分析・評価について「企業倫理委員会」を開催し、適切な対策を実施しております。

また、経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長直轄による対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

③ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

定例の取締役会を月1回開催し、業務執行に関する重要事項について報告・検討をしております。また取締役会メンバー、執行役員等により構成する経営会議を月1回開催し、業務執行の進捗状況などの情報共有、討議を行っております。

④ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組み状況

関係会社は営業成績、財務状況その他重要な情報について、適時に当社に報告しております。

主要な稟議書などの業務執行に関する重要な文書等を当社にて回覧し報告又は承認を取得しております。また、必要に応じて関係会社役員が当社の経営会議に出席してその説明をしております。

⑤ 監査等委員会の実効性確保に対する取組の状況

監査等委員である取締役は、全員が取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席しているとともに、主要な稟議書などの業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めています。また、監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、情報の交換を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7 社
- ・連結子会社の名称
高速シーパック(株)、(株)清和、日本コンテック(株)、プラス包装システム(株)、
昌和物産(株)、常磐パッケージ(株)、高速マルトモ包装(株)

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ウ. たな卸資産 主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、機械装置及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ウ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

エ. 投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

ア. 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

営業取引の保証に供している担保資産及び対応債務

現金及び預金（定期性預金） 60,000千円

対応債務は、次のとおりであります。

営業保証

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,240,869千円

投資その他の資産（投資不動産）の減価償却累計額
124,167千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	20,973,920株	－株	－株	20,973,920株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	1,661,107株	95株	－株	1,661,202株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

ア. 2018年5月18日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 270,379千円
- ・ 1株当たり配当金額 14円
- ・ 基準日 2018年3月31日
- ・ 効力発生日 2018年6月22日

イ. 2018年11月16日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 280,034千円
- ・ 1株当たり配当金額 14円50銭
- ・ 基準日 2018年9月30日
- ・ 効力発生日 2018年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2019年5月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 280,034千円
- ・ 1株当たり配当金額 14円50銭
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月20日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用は短期的な預金等に限定しており、資金調達には銀行等金融機関からの借入による方針としております。

なお、資金需要に備え、取引銀行との間で66億30百万円の当座貸越契約を締結し、手許資金と合わせ、緊急対応可能な体制を整備しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る未使用借入枠は、全額の66億30百万円であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については、販売管理規程等に従って取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、必要に応じて信用状況に関する情報を収集し、リスク低減をはかっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動等のリスクに晒されております。株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、うち、時価のある株式については市場リスク管理マニュアルに従い、毎月末、時価の把握を行い、時価のない株式については金融商品評価マニュアルに従い、定期的に評価を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に子会社株式の取得及び設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰りを当社経理部が管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）2．参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円、負債：△)	時価 (千円、負債：△)	差額
(1) 現金及び預金	10,988,366	10,988,366	－
(2) 受取手形及び売掛金	13,018,309	13,018,309	－
(3) 電子記録債権	1,076,000	1,076,000	－
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	300,000	301,069	1,069
② その他有価証券	1,566,545	1,566,545	－
(5) 支払手形及び買掛金	△13,436,966	△13,436,966	－
(6) 電子記録債務	△3,416,539	△3,416,539	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表計上額と時価との差額は次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	300,000	301,069	1,069
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	－	－	－
合計		300,000	301,069	1,069

② その他有価証券

種類ごとの連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,476,705	895,649	581,055
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	89,840	100,987	△11,147
合計		1,566,545	996,636	569,908

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 電子記録債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額22,783千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 ② その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
(1) 預金	10,941,379	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,018,309	—	—
(3) 電子記録債権	1,076,000	—	—
(4) 満期保有目的の債券	—	—	300,000
合計	25,035,689	—	300,000

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,401円36銭

※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結貸借対照表での純資産の部の合計額（千円）	27,064,020
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
（うち、非支配株主持分（千円））	(—)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	27,064,020
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	19,312,718

- (2) 1株当たり当期純利益 121円40銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書での親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,344,606
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,344,606
普通株式の期中平均株式数（株）	19,312,747

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

③ その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

④ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に關する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に關する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,276,522千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分表示したものを除く。) | |
| ① 短期金銭債権 | 1,609,802千円 |
| ② 短期金銭債務 | 378,166千円 |
| ③ 長期金銭債務 | 1,740千円 |

4. 損益計算書に關する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 売上高 | 7,803,283千円 |
| ② 仕入高 | 3,147,750千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 394,800千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普 通 株 式	1,661,107株	95株	－株	1,661,202株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式譲受益	255,219千円
退職給付引当金繰入否認額	213,636千円
賞与引当金繰入否認額	82,736千円
たな卸資産評価損否認額	58,564千円
減損損失否認額	41,818千円
未払事業税等否認額	27,816千円
貸倒引当金繰入否認額	12,475千円
固定資産評価損	5,264千円
その他	68,711千円
繰延税金資産 小計	766,242千円
評価性引当額	△324,863千円
繰延税金資産 合計	441,378千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△77,977千円
固定資産評価益	△57,758千円
圧縮積立金	△47,880千円
繰延税金負債 合計	△183,616千円
繰延税金資産の純額	257,762千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.43%
(調整)	
住民税均等割	1.55%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29%
評価性引当額の増減	△0.44%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.72%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.10%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

会社等の 名称	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	役員 の 兼 任	事業上の 関係				
高速シーパ ック(株)	0人	商品の販売	資金の回収	16,000	関係会社長期 貸付金	606,000
(株)清和	0人	商品の販売	資金の借入	100,000	関係会社長期 借入金	600,000
			資金の返済	300,000		
			利息の支払	6,548	未払金	560
			配当金の受入	41,998	—	—
日本コンテ ック(株)	0人	商品の販売	売上高	1,893,442	受取手形	422,515
			資金の借入	450,000	関係会社短期 借入金	250,000
			資金の返済	400,000		
			資金の借入	100,000	関係会社長期 借入金	1,000,000
			資金の返済	—		
			利息の支払	12,749	未払金	1,406
昌和物産(株)	0人	商品の販売	資金の借入	430,000	関係会社長期 借入金	1,730,000
			資金の返済	—		
			利息の支払	17,021	未払金	1,616
			割引料の支払	12,711	—	—
常磐パッケ ージ(株)	0人	商品の購入 及び販売	資金の貸付	150,000	関係会社長期 貸付金	170,000
			資金の回収	350,000		
			配当金の受入	83,244	—	—
高速マルト モ包装(株)	1人	商品の販売	売上高	1,489,841	売掛金	510,444

(注) 1. 議決権の所有割合につきましては、全て100.0%となっております。

なお、議決権の被所有割合については、該当事項がありません。

2. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針
 - ① 商品の購入価格及び販売価格については、市場の実勢価格を勘案して一般的取引に準じて個別に定めております。
 - ② 資金の貸付及び借入等については、担保提供及び担保の受け入れはございません。
 - ③ 貸付金及び借入金に係る利息の利率につきましては、市中金利及び当社の金融機関からの借入利率を勘案して定めております。
 - ④ 配当金につきましては、配当を行う子会社の経営成績、財務内容及び今後の資金計画を勘案して定めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

会社等の 名称	関係内容				取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	役員 の 兼 任	事業 上 の 関 係	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	取引の内容			
高速興産(株) (注1)	0人	損害保険契約 取次、事務処理 の受託	(被所有) 直接28.5%	損害保険料の 支払(注2)	27,624	—	—

- (注) 1. 当社代表取締役である赫高規及び赫裕規並びにその近親者が議決権の100%を直接保有しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当該取引については、大蔵大臣(現 財務大臣)により認可された保険業法認可率等に基づいて取引を行なっております。
3. 金額には、消費税等は含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,069円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 90円93銭 |